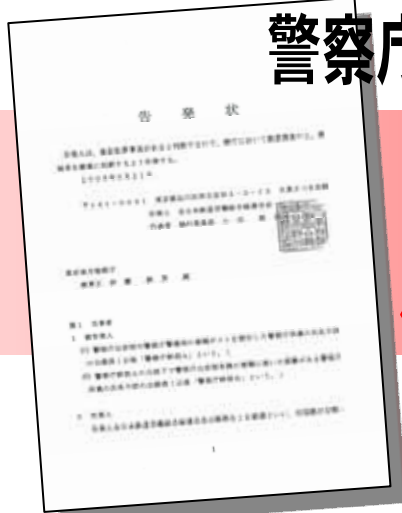


警察庁・警視庁公安部が西岡記者へ情報漏洩



刑事告発！受理 反転・攻勢へさらに！

JR総連は5月21日、警視庁公安部などを歴任した氏名不詳のAとその元部下Bが、革マル派や松崎氏らに対する捜査状況を西岡研介氏に資料を渡すなどして漏らしたことは窃盗や業務上横領、公務員法違反にあたるとして、東京地方検察庁に告発。同日、記者会見をおこなった。この『告発状』は5月23日に正式に受理された。

弁護士会館での記者会見

西岡記者の陳述

この間、西岡記者による『週刊現代』での24週連載をはじめ、松崎元顧問やJR総連やJR東労組への「テロリスト・革マルキャンペーン」が公安情報をもとに張り巡らされ、世論形成がおこなわれてきた。松崎元顧問や四茂野副委員長は、名誉毀損の裁判や、家宅捜索に対する国家賠償請求訴訟をおこなっている。その裁判で現出したのが西岡記者による『陳述書』だ。それには「警察庁幹部A氏と会い、警察庁内部で作成された資料を提供された」とか、「警視庁幹部B氏とも定期的に接触し、...捜査の進捗状況を当局側から直接に取材しました」など、驚愕の事態が列記されている。

情報提供を「確認できない」とする警察庁・警視庁

裁判の過程で、裁判所は警察庁や警視庁に警視庁西岡記者の『陳述書』にある「極秘文書」の作成や存在などの「調査囑託」をおこなった。しかし警視庁は「当庁が作成した事実を確認することはできなかった」と裁判所に文書で回答し、作成者の明示も確認できないと、「極秘文書」の存在や、もちろんその内容の回答を警察庁も同様、避けている。だが西岡記者は公安警察に密通して蠢き、自ら被告となる裁判では逆に資料提供の過程を『陳述書』で暴露に踏み切った。警察が否定する以上、密通や内容が虚偽か、また『週刊現代』に掲載した講談社はそれを知っていたのかなど、今後も大きく問題が発展するであろう。もちろん公安情報を垂れ流し、記事を作成し、弾圧に加担してきた西岡記者はジャーナリストを名乗る資格はないし、それを擁護してきた御用組合や組織破壊者らも許されるはずはない。

反転・攻勢の闘いを進めよう

私たちは、この間の事件のでっち上げや家宅捜索・押収が、国策弾圧としておこなわれてきたことの本質を見なければならぬ。すでに「業務上横領」事件はでっち上げであったことが満天下に明らかになっている。いずれにしても、平和を希求し、戦争に反対する運動を続けるJR総連運動を潰すため、国家意思として弾圧がおこなわれることが問題なのだ。「業務上横領」の不起訴をはじめ、私たちは反弾圧の闘いで攻撃を押し返している。今回の告発でさらに反転・攻勢の闘いをすすめ、JR浦和電車区事件や蒲郡駅事件での無罪を勝ち取るため、さらに広範な闘いをつくり上げていこう。

